

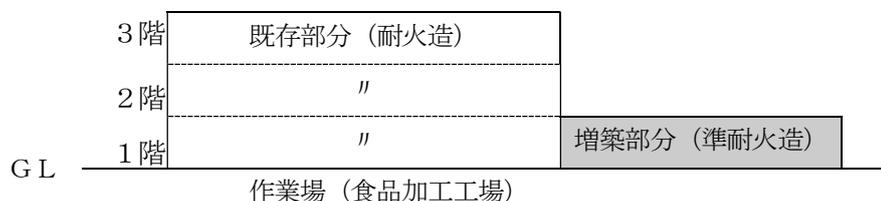
違反是正事例（事例4－5）

テーマ < 消防用設備等の無資格工事を行った電気工事士に対する告発 平成20年 >
(告発・12項イ)

- 工場の立入検査の際に無許可増築及び消防用設備等の無届工事を確認し、違反調査により、建物の増築工事時に電気工事士が電気工事と一緒に自動火災報知設備の増設工事を無資格で行った事実を確認したことから告発した事例

防火対象物の概要

- (1) 用途 作業場 (12) 項イ
(2) 構造・規模 準耐火造 3 / 0
建築面積 1,575 m² 延べ面積 4,001 m²
(増築部分 準耐火造平屋建て床面積 172 m² ※既存部分は耐火造)
(3) 管理権原者等 所有者株式会社A



違反処理の概要

(1) 発見の端緒

平成20年2月1日、食品加工工場の立入検査を実施したところ、耐火造3階建の建物の1階部分に準耐火造の作業場172 m²が無許可増築され、その増築部分には、自動火災報知設備が設置されていた。

平成20年2月15日、本件設置工事を行った電気工事業者の経営者（個人事業主）であるXを立会人として実況見分を実施したところ、Xは電気工事士の資格はあるものの、消防設備士の資格を有していないことが判明した。

また、この既存部分と増築部分の自動火災報知設備は、受信機相互間に同時作動を可能とする機能がなく、それぞれ独立して機能するものであった。

(2) 違反発生の経緯

本件工事の実施者Xと工事を依頼した食品加工を業とする株式会社Aの本件工場長Bからの事情聴取などを行ったところ次のような事実が判明した。

ア 株式会社Aは、弁当、惣菜等の製造、配送等を行う者で、本件工場はこの業務を行う施設である。

イ 同社の業務拡大に伴い本件工場の建物を増築する必要が生じ、平成19年3月半ばに増築の確認申請をしたがなかなか確認がおりないため、同年5月上旬から無確認で増築工事を実施した。確認申請については同年8月に取り下げた。

ウ 工場長Bは、増築部分にも自動火災報知設備が必要であると思い、増築部分の照明工事を依頼したXに、自動火災報知設備の設置についても依頼した。

エ Xは、無資格による自動火災報知設備の工事が禁じられていることを認識しながら、利益優先の考えから本件工事を請け負い、平成19年5月中旬から6月20日頃にかけて工事を実施した。

なお、XはBに対し自分が消防設備士の資格を有しないことを積極的に話していない。

(3) 違反処理方針の決定

Xは、消防法第17条の5第1項第1号違反であり、次の理由から、告発を行うこととした。

ア 本件工場は外国人を含む従業員約200名が24時間操業の2交替制で働いている場所で、無資格のXが知識や技術がないまま設置工事を行ったため、既存建物と増築部分の自動火災報知設備の地区音響装置が同時に鳴動せず、また、受信機相互間の同時通話設備も未設置であった。仮に既存部分又は増築部分で火災が発生した場合、火災が発生していない部分で働く多数の従業員に火災の発生が報知されず人命危険が生じていたこと。

イ 無資格者による同種違反の再発を防止するため。

なお、Bについては、Xが消防設備士の資格を保持しているかの確認をすることなく、安易に設置工事を依頼したものであるが、自動火災報知設備の設置工事には消防設備士の資格が必要であるとの認識はなかったと思われることから、告発は行わず、自動火災報知設備の設置に伴う設置届出を行わなかったことに対する再発防止の警告（行政指導）を行うこととした。

(4) 告発の経緯

ア 平成20年2月1日、立入検査実施

増築及び増築部分への自動火災報知設備設置を確認。

イ 平成20年2月15日、実況見分実施

無資格者による工事及び自動火災報知設備の技術基準違反を確認。

ウ 平成20年2月19日、Bの資格保有状況調査依頼（回答は、2月20日～22日）

エ 平成20年2月25・26日、供述録取

X及びBの供述調書を作成した。

オ 平成20年3月19日 検事相談

[検事指示事項]

(ア) 本件を起訴するためには、無資格工事を行ったという事実だけではなく、設置された設備に関して不備欠陥が存在していることが必要と考える。

(消防側) → 既存部分、増築部分それぞれの自動火災報知設備が連動していない。

(イ) 起訴のためには、増築部分における火災発生可能性と増築部分から既存部分への延焼可能性が必要であるとする。

(消防側) → 増築部分は食品を加工、保存する場所であり、電気配線からの出火可能性がある。また、放火についての可能性は一般的にある。増築部分には商品を保存するプラスチックケースが多量にあり、既存部分とは防火戸のような耐火性のある扉で仕切られてはいない。

(ウ) 出火や延焼の可能性については、専門的知識のある者による証言や報告書などがあることが望ましい。

(エ) 殺人罪などの刑法犯は誰もが法律で禁じられていることを認識しているが、行政法犯については誰もが認識し得るものではないため、「犯意」つまり「被疑者が資格者でなければ工事をできないことが法律で禁じられていることを知っていたこと」を立証しなければならない。

(オ) 事案については新たに着任する検事へ申し送るので相談されたい。

カ 平成20年4月8日、検事相談

[検事指示事項]

(ア) Xの犯意（法令違反の認識）について、Xが自動火災報知設備を購入した業者とのやり取り、Xの社告、電気工事士の講習内容など、できる範囲で立証してほしい。

(消防側) → 調査する。

(イ) Bに対し、Xの面通し（Xの写真等を示す）をして、Xが無資格工事を行った者であることの立証をしてほしい。

(消防側) → 供述を録取する。

(ウ) 告発前に告発書の案を提出してほしい。

キ 平成20年4月16日、供述録取

Bの供述調書を作成した。

ク 平成20年4月30日、告発説明

地検に告発書案を説明した。

ケ 平成20年5月2日、内部検討

本部協議を終了した。

コ 平成20年5月8日、告発

署長名で地検に告発書提出。

(事例 4 - 5) グループ検討

テーマ < 消防用設備等の無資格工事を行った電気工事士に対する告発 >

1. 告発義務について

消防用設備工事に係る関係条文を確認し、告発義務など告発に係る内容を検討してください。また、どのような違反に対して、積極的に告発を行うべきか話し合ってください。

2. 告発方法について

告発の意義、告発先、告発内容、証拠書類、検察官との事前打ち合わせに際して、どのようなことに留意するか検討してください。

3. 違反調査内容について

消防法違反の違反調査にあたって、本事案では、検察官から補充調査を指示されていますが、これらを検討して、注意すべき事項として、どのようなことが考えられますか。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(テキストに資料として、消防設備士・危険物取扱者免状の返納命令に関する運用通知を掲載しています。)